

困難な問題を抱える女性への支援の充実・強化に向けた 厚生労働省における対応について

令和3年度全国婦人相談員・心理判定員研究協議会

厚生労働省 子ども家庭局

家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【目次】

1. 婦人保護事業(困難な問題を抱える女性への支援)関連
令和4年度予算概算要求の概要等
 - ・ 婦人保護施設措置費
 - ・ 婦人相談員活動強化事業
 - ・ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業
 - ・ 若年被害女性等支援事業
2. 令和3年度に厚生労働省において実施する調査研究

<参考>

- ・ 婦人相談所における相談対応の状況（令和2年10月～令和3年3月）

婦人保護施設措置費【拡充・一部推進枠】

	(R3 予算)	(R4 概算要求)
	23億円 →	27億円
(婦人保護事業費負担金)	9億円 →	10億円
(婦人保護事業費補助金)	13億円 →	17億円

(事業内容)

婦人相談所が、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有する者等を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用や、婦人保護施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が補助するもの。

(実施主体) 都道府県 (補助率) 国 5 / 10 (都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 5 / 10)

<令和4年度概要要求における拡充内容>

婦人保護施設の専門性・ノウハウを活かし、若年女性を主な対象とした地域のNPO等の民間団体による支援の強化を図るため、婦人保護施設に民間団体支援専門員及び心理療法担当職員を追加で配置する。また、入所者に係る一般生活費の単価を引き上げる。

①民間団体支援専門員の配置加算(新設)

民間団体によるアウトリーチからの相談対応、居場所の提供、自立支援などの支援機能の総合的な強化に向けた指導・助言や、実際の支援への参画による実践的指導を担当する職員について、**民間団体支援専門員として婦人保護施設に配置した場合に加算**する。

<1施設当たり年額(人件費・管理費) 予算積算額> 6,289,488円

②心理療法担当職員の配置加算(拡充)

性被害によりもたらされたトラウマや、精神疾患を抱えた者など、心理的なケアにおいて特に配慮を必要とする者に係る民間団体による支援を強化するための指導・助言や、**民間団体における実際の支援現場で実践的な指導を行う心理療法担当職員を追加で婦人保護施設に配置した場合に加算**する。

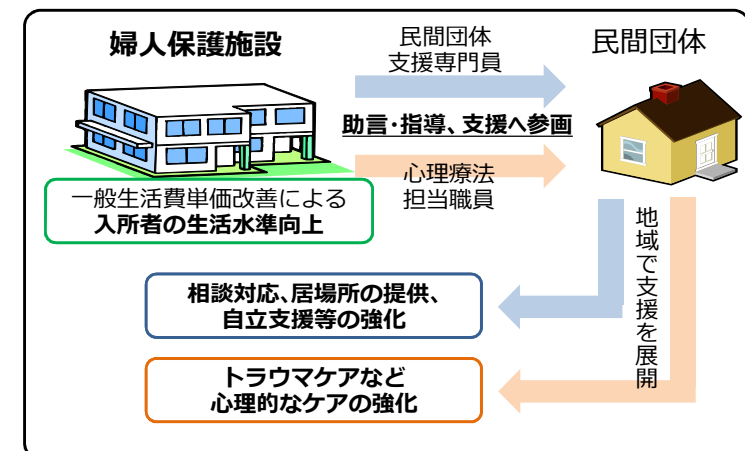
<1施設当たり年額(人件費・管理費) 予算積算額> 6,289,488円

③一般生活費に係る基準単価の改善

婦人保護施設入所者に係る一般生活費の単価を改善し、施設入所者の生活水準の向上を図る。

<基準単価>

- ・要保護女子等分：月額 59,300円 → 71,460円
- ・乳児分：月額 41,600円 → 60,390円
- ・幼児分：月額 46,800円 → 60,390円



婦人保護施設における職員配置加算に係る婦人保護事業費補助金交付申請状況（令和2年度）

○ 新法の下での支援の実施に向けた機能強化を図るため、既存の職員配置加算についても積極的に活用いただきたい。

加算費用	心理療法担当職員 雇上費加算	個別対応職員 加算	夜間警備体制強化 加算	精神科医雇上費 加算	同伴児童対応指導員 雇上費加算
加算要件	心理的ケアを要する入所者が常時1名以上いる場合	障害、疾病等により個別対応が必要な入所者の支援のために職員を配置する場合	警備員雇上げや、契約に基づく警備員配置・機械設備利用により夜間警備を強化する場合	4月1日現在、精神障害者が実入所人員に対して10名以上いる場合	同伴児童のケアを行う指導員を配置する場合
申請施設数	9施設	7施設	25施設	7施設	9施設 (11名)
対総数比 (全国47施設)	19.1%	14.9%	53.2%	14.9%	19.1%
加算対象職員 を配置しない 主 な 理 由	①他施設（婦人相談所一時保護所等）と連携など、現状対応可能なため（22施設） ②要件未達のため（7施設） ③類似の単独事業を実施のため（3施設） ④その他、未回答（6施設）	①現状の体制で対応可能なため（15施設） ②対象ケースがないため（9施設） ③類似の単独事業を実施のため（2施設） ④その他、未回答（14施設）	①併設した他施設（婦人相談所等）で対応のため（11施設） ②類似の単独事業を実施のため（2施設） ③その他、未回答（9施設）	①要件未達または入所実績がないため（22施設） ②他施設（婦人相談所等）と連携など、現状対応可能なため（10施設） ③類似の単独事業を実施のため（2施設） ④その他、未回答（6施設）	①他施設（婦人相談所一時保護所、児童相談所等）との連携により対応可能なため（9施設） ②対象児童の入所実績・見込みが少ないため（8施設） ③現状の体制で対応可能なため（6施設） ④児童を受け入れていないため（4施設） ⑤職員の確保が困難なため（4施設） ⑥類似の単独事業を実施のため（3施設） ⑦その他、未回答（3施設）

婦人相談員活動強化事業【拡充・一部推進枠】

R3予算：213億円の内数→R4概算要求：364億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

＜令和 4 年度概要要求における拡充内容＞

婦人相談員について、適切な処遇の確保に向けて、婦人相談員手当に経験年数に応じた加算を新設するとともに、**期末手当を新たに支給**（手当月額の2.55月分）する。

◆経験年数5年目（研修修了者）の婦人相談員における処遇改善例

年収ベース：237.2万円 → 303.9万円（66.6万円増）

(月額ベース： 197,700円 → 211,200円 (13,500円増))

＜経験年数に応じた加算（新規）＞

[illegible][illegible]

＜期末手当加算（新規）＞

1人あたり年額（手当基本額の2.55か月分）

研修修了者：年額 504,130円、 研修未修了者：年額 392,440円

(事業の内容)

婦人相談員について、一定の研修を終了した場合に、勤務実態に応じた手当を支給するとともに、調査・指導のための旅費等を補助する。また、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

＜手当基準額＞ 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円

(実施主体) 都道府県・市

(補助率) 国 5 / 1 0 (都道府県・市 5 / 1 0)

婦人相談員（非常勤職員）に支給する手当額の国庫補助基準額に対する割合（令和２年度の状況）

- 令和２年４月１日時点で委嘱されている婦人相談員（１,５３３名）のうち、非常勤職員であり、かつ、手当の支給に国庫補助事業（児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業（婦人相談員活動強化事業））が活用されている者（１,１６３名）の手当額（実際に支給されている額）について、令和２年度国庫補助基準額（研修修了者：１９４,９００円、研修未修了者：１５１,９００円）との比較を調査・集計。
- この結果、**研修修了者の約半数、研修未修了者の約３割の者について、支給されている手当額が国庫補助基準額の水準に達していない状況にあり、特に、研修を修了している婦人相談員について、適切な処遇の確保が必要。**

	75%未満 (146,174円未満)	75%以上 85%未満 146,175円～ 165,664円	85%以上 95%未満 165,665円～ 185,154円	95%以上 100%以下 185,155円～ 194,900円	国庫補助基準額 より高水準 (194,901円～)	計
研修修了者	63人(6.6%)	132人(13.7%)	183人(19.0%)	93人(9.7%)	490人(51.0%)	961人(100.0%)
		49.0%				
研修未修了者	6人(5.0%)	1人(0.8%)	16人(13.2%)	12人(9.9%)	86人(71.1%)	121人(100.0%)
		28.9%				
年度途中研修受講者	7人(8.6%)	4人(4.9%)	9人(11.1%)	8人(9.9%)	53人(65.4%)	81人(100.0%)
計	76人(6.5%)	137人(11.8%)	208人(17.9%)	113人(9.7%)	629人(54.1%)	1,163人 (100.0%)
		45.9%				

困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業【拡充・一部推進枠】

R3予算：213億円の内数→R4概算要求：364億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

＜事業内容＞

- 様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するため、試行的な取組として、婦人相談員を設置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）をモデル的に構築・運営する。

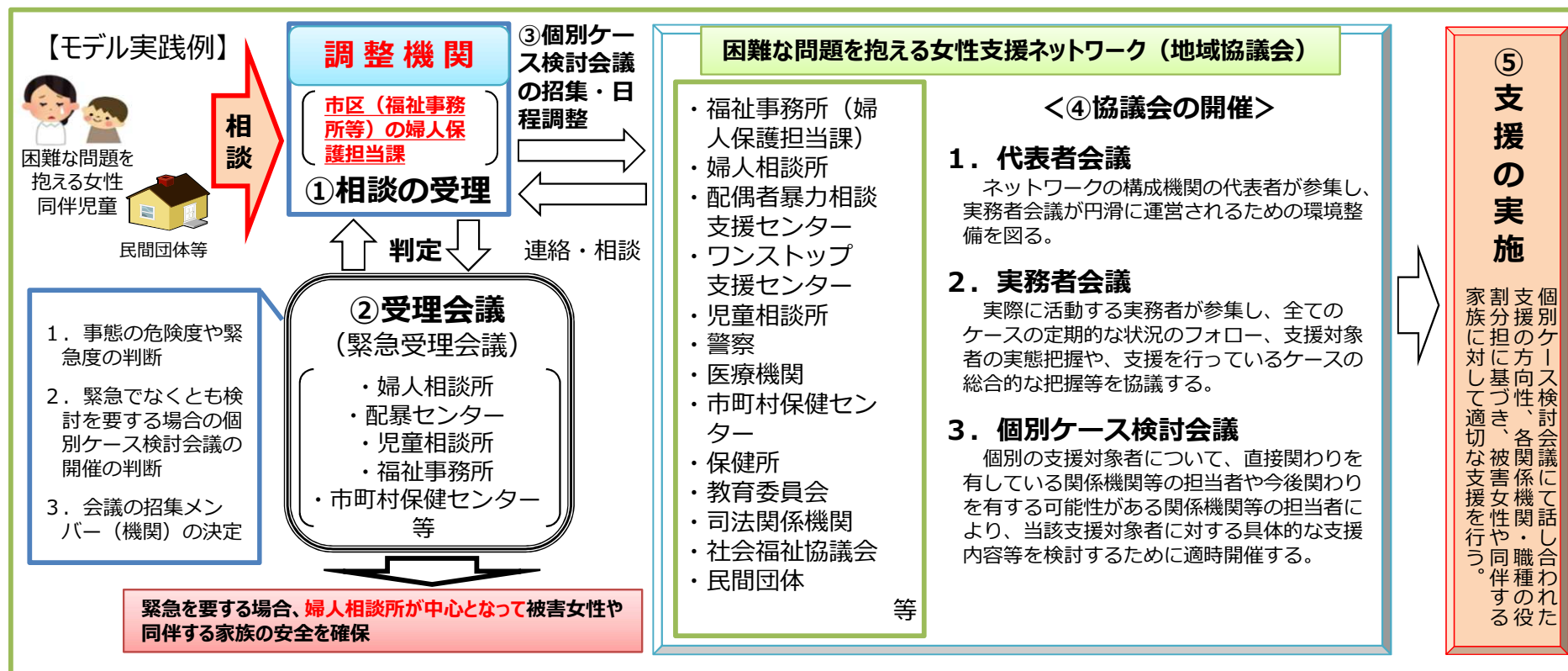
＜令和4年度概要要求における拡充内容＞

- **市区担当職員に対する専門的・技術的助言・指導等を行う職員（スーパーバイザー）を協議会に新たに配置**するとともに、調整機関に配置される調整担当者の研修受講機会の確保等を図る。

【実施主体】 婦人相談員を設置している市（特別区含む）

【補助基準額】 1自治体当たり 12,612千円（R3:8,519千円）

【補助率】 国：定額（10／10相当）



「児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について」
(平成19年12月3日厚生労働省発雇児第1203001号)

○「別表」の令和3年度一部改正（案）

（困難な問題を抱える女性支援連携モデル事業 基準単価等関連規定の新規追加部分 抜粋）

1 区分	2 中区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
DV・女性保護 対策等支援事業	DV・女性保護 対策等支援事業	困難な問題を抱える女性支援連携モデル事業	1 自治体当たり 年額 8,519,000円	困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、役務費（通信運搬費等）、備品購入費、共済費、扶助費	10/10

民間団体支援強化・推進事業【新規・推進枠】

R3予算：213億円の内数→R4概算要求：364億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

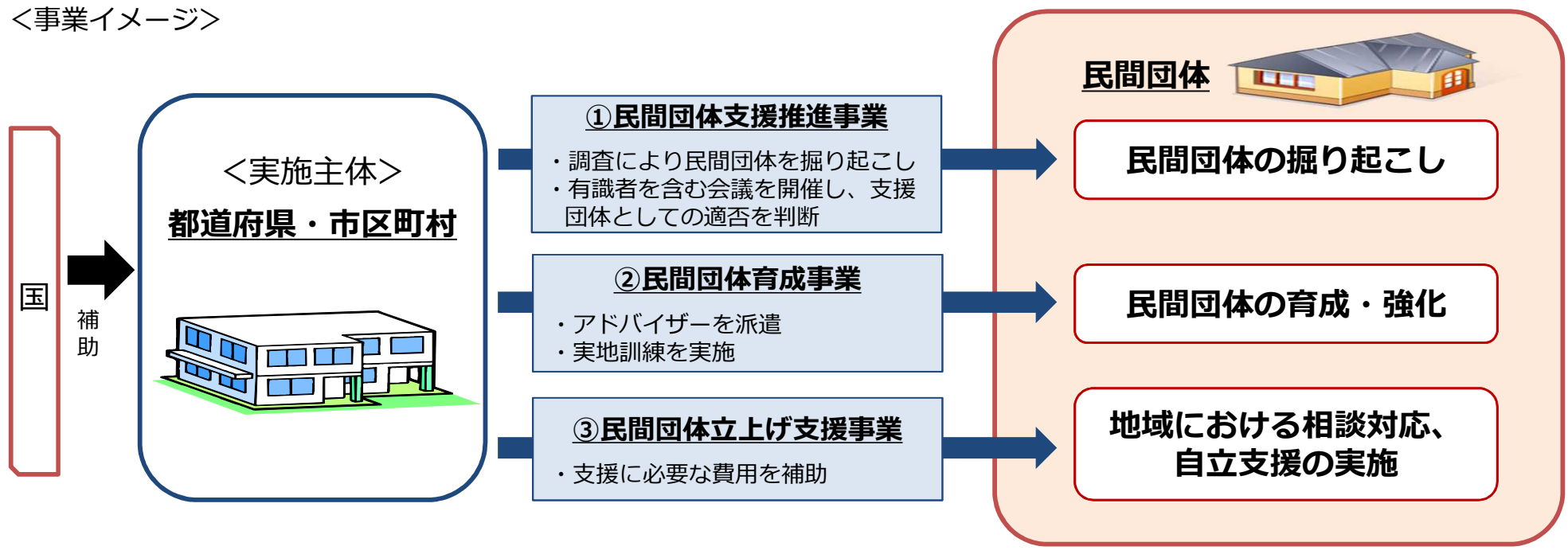
<事業内容>

女性が抱える困難な問題において、多様化・複合化、複雑化が見られる現在の状況に対応するため、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、**特色や強みを活かしながら、多様な相談への対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組みを推進するための自治体に対する補助事業を創設**する。

- ①民間団体支援推進事業：困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。
- ②民間団体育成事業：都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。
- ③民間団体立上げ支援事業：困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

<実施主体> 都道府県・市区町村 <補助率> 国 1/2、実施主体 1/2 <補助基準額> 1自治体当たり 11,555千円

<事業イメージ>



若年被害女性等支援事業【拡充・推進枠】

R3予算：213億円の内数→R4 概算要求：364億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

<事業内容>

様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立を推進する。

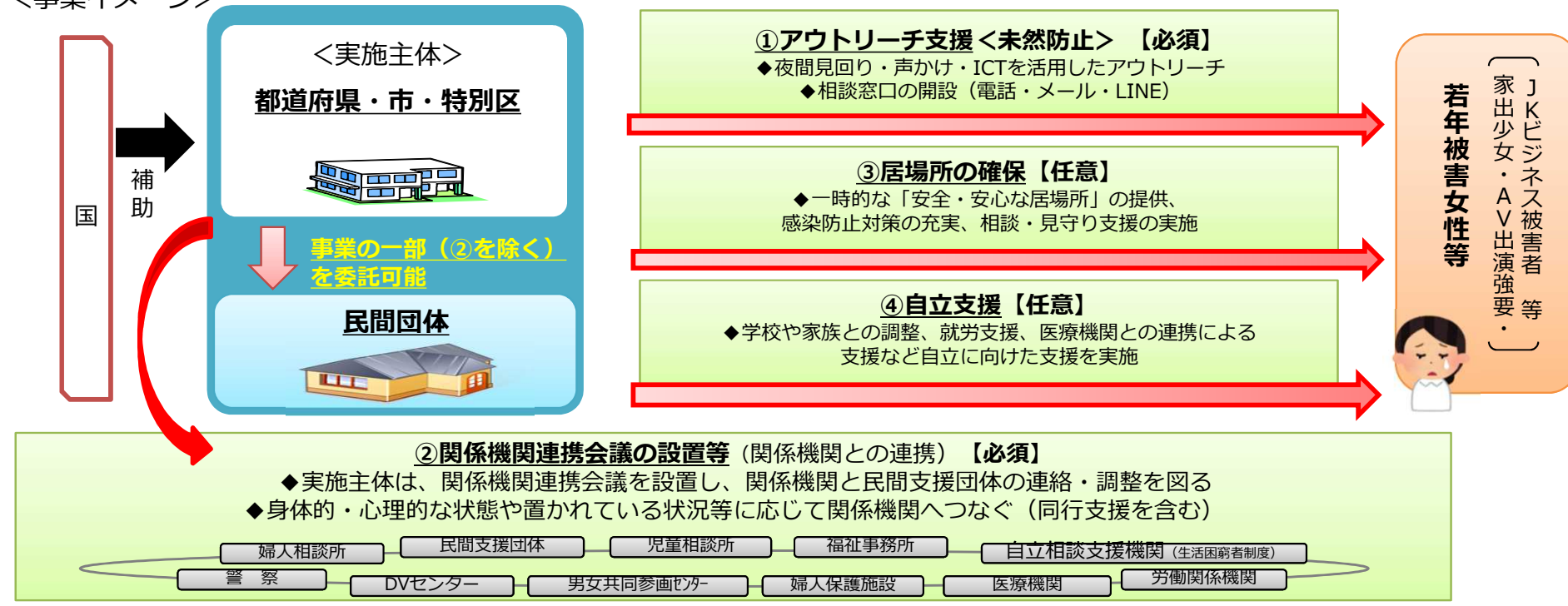
「①アウトリーチ支援」及び「②関係機関連携会議の設置」を必須とし、「③居場所の確保」及び「④自立支援」は対象者のニーズ等に応じて実施する。

<令和4年度概要要求における拡充内容>

- ①アウトリーチ支援：相談対応職員の相談技能向上に向けた研修受講機会を確保するための代替職員雇上げ費用を新たに支援する。
 - ②関係機関連携会議：支援の現場において、関係機関と連携した対応が円滑に進むよう、事業受託NPO法人等に、若年女性支援のノウハウや他機関による支援内容等に精通したコーディネーターを新たに配置する。
 - ③居場所の確保：夜間における適切な支援体制確保のための生活支援員の増員、警備体制の確保、特に配慮を必要とする若年女性を受け入れるための個別対応職員の新たな配置を行う。
 - ④自立支援：自立に向けた支援の適切な実施に必要な支援員の増員を行う。
- 事業の本格実施後の全国普及を加速するため、国による補助率について、「国1/2（実施主体1/2）」から「国3/4（実施主体1/4）」に引上げを図る。

<実施主体> 都道府県・市・特別区 <補助率> 国3/4、実施主体1/4 <1か所当たりの補助基準額> 48,240千円（R3:26,743千円）（①～④全て実施）

<事業イメージ>



令和３年度に厚生労働省において実施する調査研究

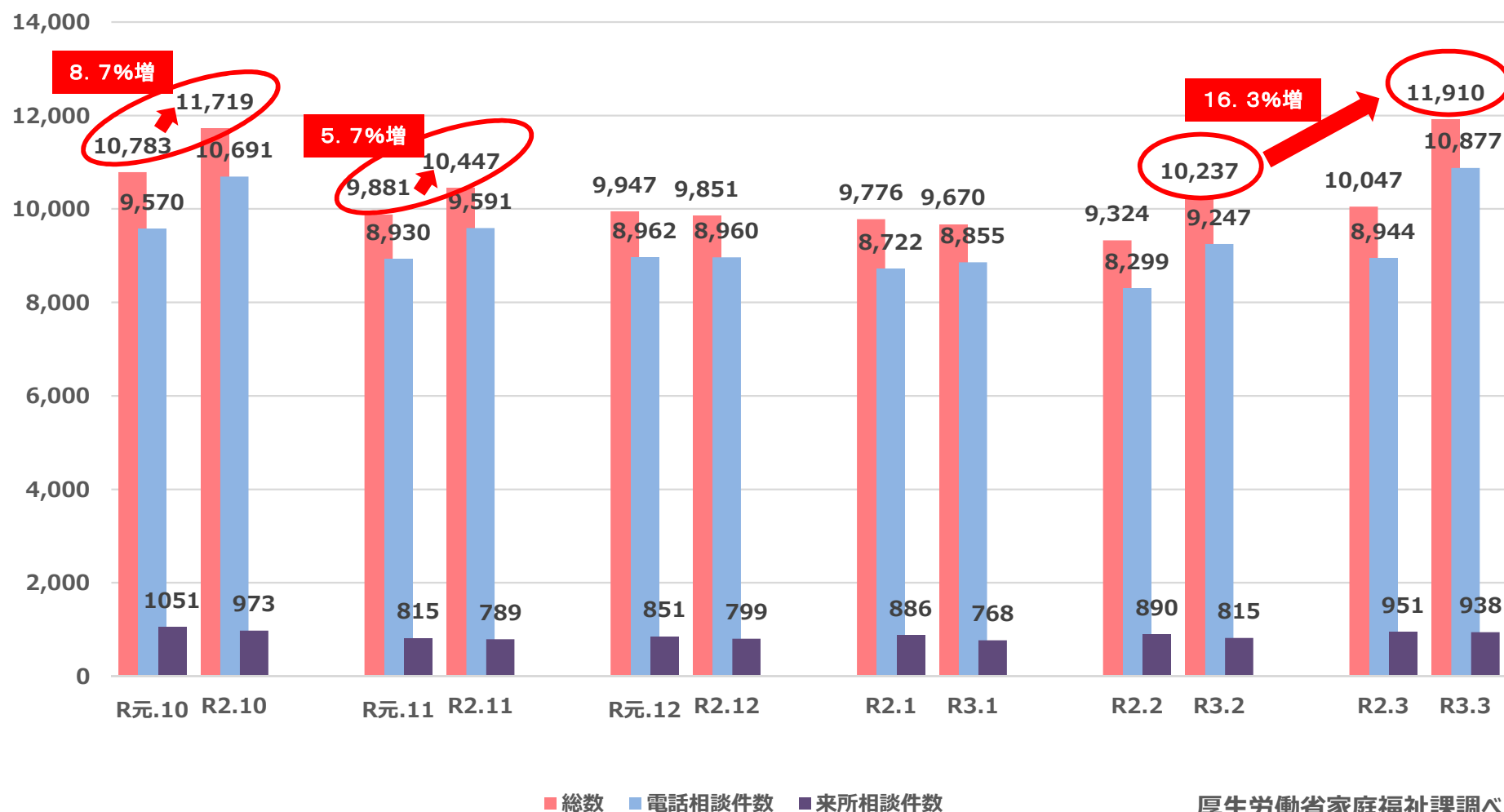
- 厚生労働省においては、官・民協働による相談から保護、自立に至るまでの支援の充実・強化や、新たな法律に基づく支援の枠組み構築に向けて、令和３年度において、以下の調査研究を実施することとしている。

調査研究 の名称	目的、実施内容等
困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究	令和３年度からの「若年被害女性等支援事業」の本格実施を踏まえ、全国各地の民間支援団体や自治体の担当者等に対し、若年女性を対象とした支援事例や支援ノウハウ等について周知するとともに、支援マニュアルを作成する。 １．全国セミナーの開催 困難な問題を抱える若年女性への包括的な支援に先駆的に取り組んでいる民間支援団体の代表を講師に招聘し、全国６ブロック（北海道・東北ブロック、関東甲信越ブロック、東海北陸ブロック、近畿ブロック、中国・四国ブロック、九州・沖縄ブロック）で、<u>民間団体や自治体の担当者等</u>を対象に、支援事例や支援ノウハウに関するセミナーを開催する。 ⇒【依頼事項】本年１２月から来年３月にかけて開催するセミナーに積極的に参加いただくとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関心のある、地域の民間支援団体に対して、積極的な参加を呼び掛けていただきたい。 ２．支援マニュアルの作成 <u>地域における現在の支援の実態等を把握するためのアンケート調査を実施した上で</u>、民間支援団体代表、有識者、自治体担当者等を構成員とするワーキングチームを設置し、困難な問題を抱える若年女性に包括的な支援を提供するための支援マニュアルを作成する。 ⇒【依頼事項】福祉事務所や児童相談所等の公的機関における若年女性支援の実態等に関するアンケートの実施（対象機関への調査票の配布等）にご協力をいただきたい。

調査研究 の名称	目的、実施内容等
困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針に関する調査研究	婦人保護事業の見直し後の新たな法律の下では、国は、困難な問題を抱える女性への支援施策に関する基本方針を策定し、都道府県及び市町村は、当該基本方針に即して、基本計画を作成することとなることが想定される。 このため、現行の婦人保護事業に係る指針やガイドライン、他法・他施策に係る基本方針等との関係・整合性等を整理した上で、国が策定することとなる基本方針の素案を作成する。 1. 婦人保護事業関係規定等の整理 現行の婦人保護事業に係る実施要領やガイドライン、関係通知等について、支援の実施主体や支援の内容、支援の実施に当たっての留意事項等を横断的に分類・整理した資料を作成する。 また、<u>地域における困難な問題を抱える女性への支援に係る調整を行うための協議会等の組織の編成事例等についてヒアリング等を行い、その取組事例等をとりまとめた資料を作成する。</u> ⇒【依頼事項】関係機関による協議会に相当する組織の編成事例に関する情報提供にご協力をいただきたい。 2. 基本方針素案の作成 有識者、婦人保護事業関係団体、民間支援団体、地方自治体等を構成員とするワーキングチームにおける議論を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針素案を作成する。

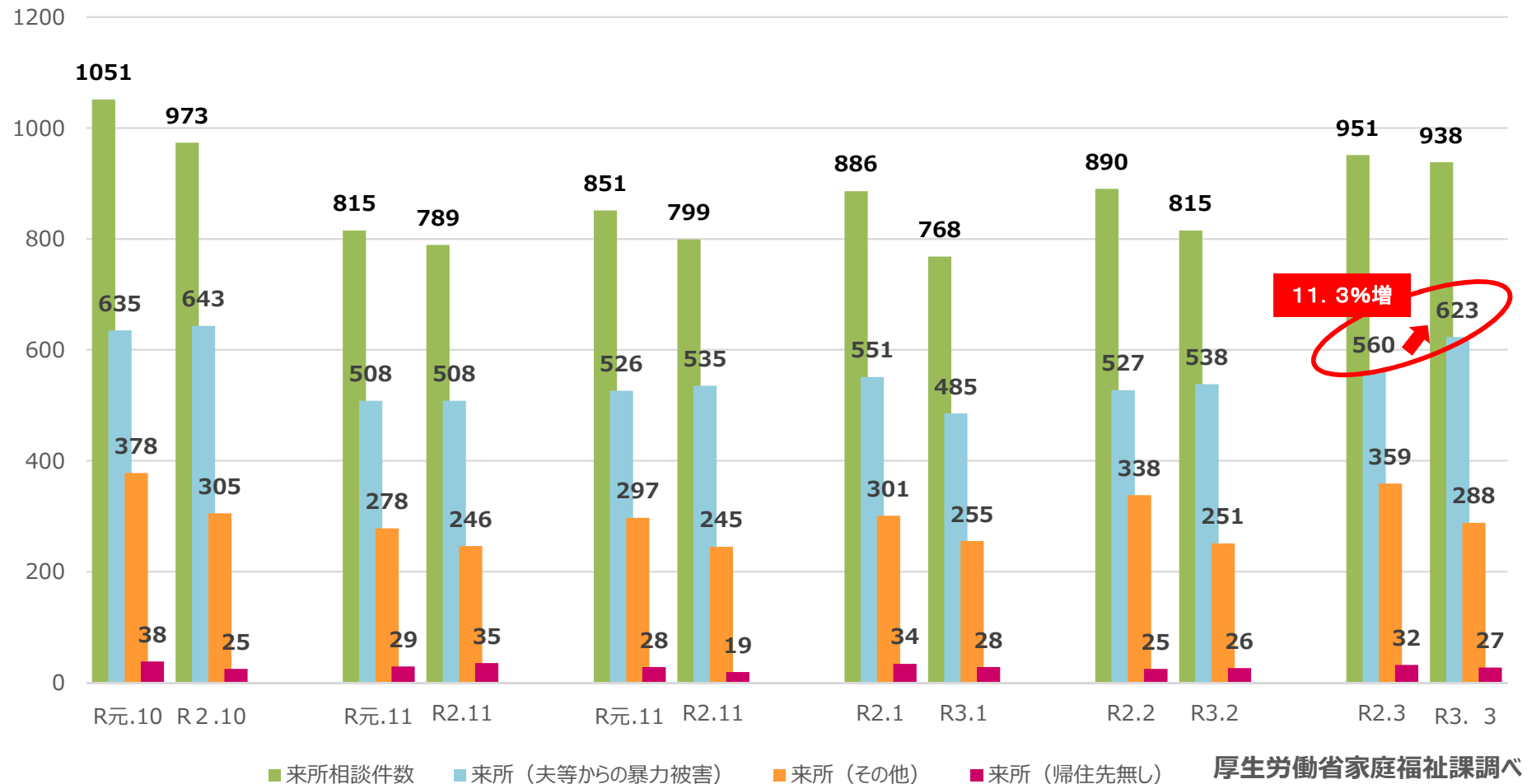
婦人相談所における相談対応の状況(令和2年10月～令和3年3月)

- 婦人相談所が対応した相談対応の全体数（電話・来所相談の実人数）の前年同月との比較では、**10月は8.7%増、11月は5.7%増**となった。
- 令和2年の年末から年明けにかけて相談数はやや減少したが、**令和3年1月の緊急事態宣言発令後、年度末にかけて再び増加した。**
- 来所相談数は、前年同月比で、いずれの月も減少した。



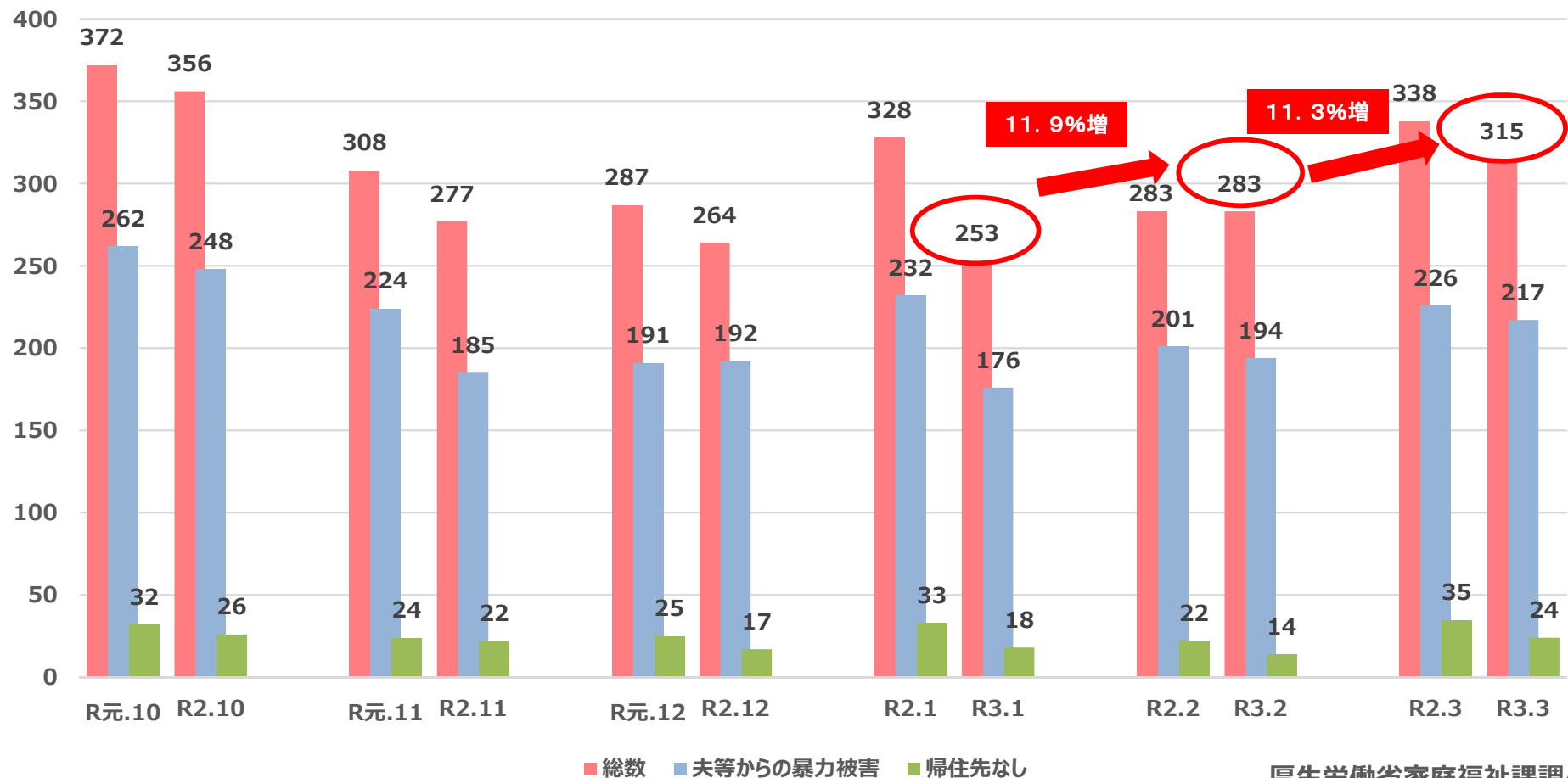
来所相談件数の主訴別内訳(実人数)

- 主訴別の来所相談件数（実人数）の前年同月との比較では、「夫等からの暴力被害」は令和2年10月から2月までは前年とほぼ同水準だが、令和3年1月の緊急事態宣言から一定期間が経過した令和3年3月は増加した。
- また、主訴が「帰住先なし」の相談件数（実人数）は、前年とほぼ同水準で推移した。



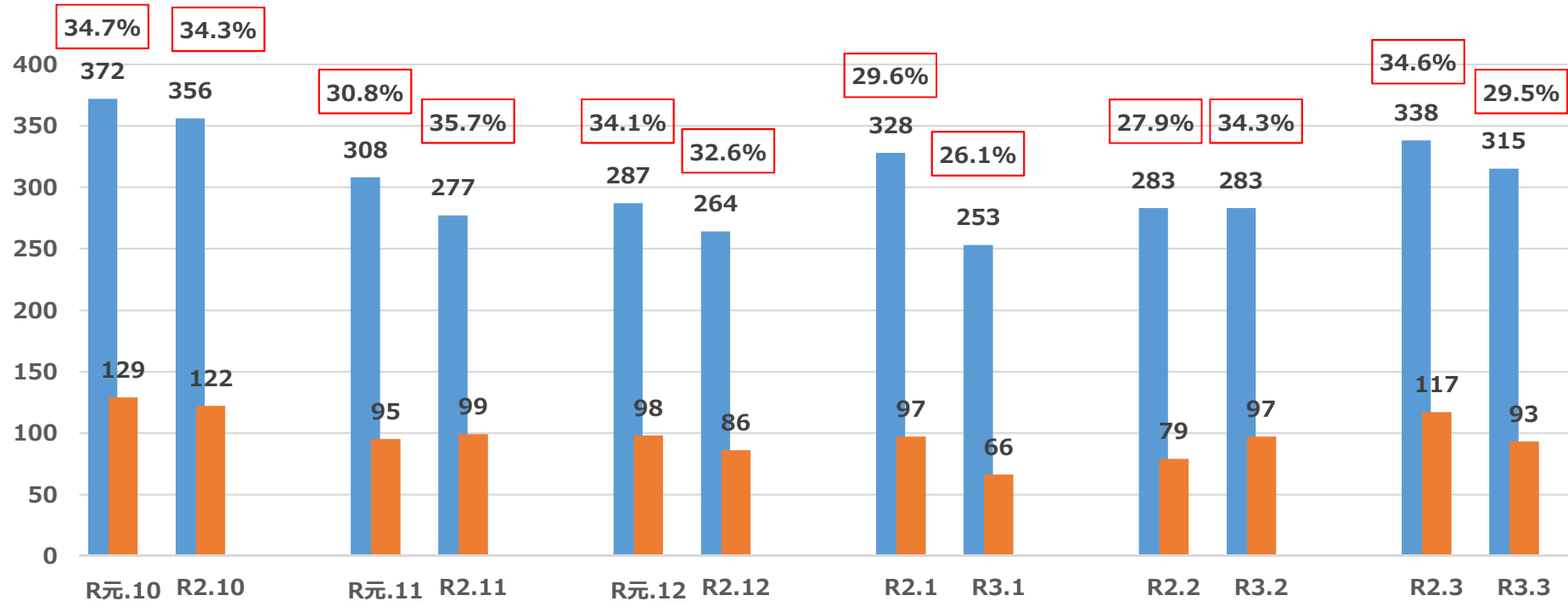
一時保護の全体件数(一時保護を含む実人数)の主訴別内訳

- 一時保護の全体件数(一時保護委託を含む実人数)の前年同月との比較では、いずれの月も減少または同水準で推移した。
- 令和2年の推移としては、年末から年明けにかけては減少傾向で推移したが、**令和3年1月の緊急事態宣言発令後の2月以降は増加傾向に転じた。**
- 主訴別では、「夫等からの暴力被害」は、いずれの月も前年同月とほぼ同数か減少した。
- 「帰住先なし」は、前年同月との比較でいずれの月も減少した。



一時保護委託件数(実人数)の状況

- 一時保護件数（実人数）のうち、委託の占める割合は、少ない月（1月）で26.1%、多い月（11月）で35.7%。
- 一時保護される実人員のうち約3割が委託施設を利用している。



■ 総数 ■ うち一時保護委託件数

※グラフ上段の割合は、委託率

厚生労働省家庭福祉課調べ

<参 考>

以下のとおり、毎年度更新している資料を厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、参考にしていただきますよう、お願いします。

<掲載資料>

- 婦人保護事業の全体概要

<掲載URL>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000833265.pdf>

<掲載資料>

- 令和元年度婦人保護事業実施状況報告の概要

<掲載URL>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000833264.pdf>

子家発 1225 第 2 号
令和 2 年 12 月 25 日

各都道府県 婦人保護事業主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設における携帯電話等通信機器の
使用に関する基本的対応方針」について

平素より、婦人保護事業の推進につきましては、御尽力いただき心より感謝申し上げます。

今般、令和元年 6 月 21 日付けで取りまとめた「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」に掲げる「4. 携帯電話等の通信機器の使用制限等の見直し」を踏まえ、令和元年度に「婦人保護事業における通信機器等の取扱いに関する調査研究」を実施した上で、別添のとおり、「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設における携帯電話等通信機器の使用に関する基本的対応方針」（以下「基本的対応方針」という。）を策定いたしましたので、管内の婦人相談所一時保護所、婦人保護施設及び婦人相談員による支援においてご活用いただきますようお願い申し上げます。

この基本的対応方針は、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において、入所者が携帯電話等通信機器を使用する場合に必要な基本的な対応を示すものであり、加害者からの追跡の回避など、入所者の安全・安心を最優先としつつ、様々な制約の中でも可能な限り入所者の希望に沿った対応を行うべきであることをお示しするものです。

一方で、個別具体的な対応に当たっては、入所者の希望とともに、入所後の状態の変化や加害者の状態・動向等も見極めながら、入所者ごとに必要な対応を決定し、施設における入所者の安全・安心を確保されますようお願い申し上げます。

各都道府県におかれては、基本的対応方針の趣旨について御了知いただくとともに、基本的対応方針及びこれを踏まえた運用の詳細については、婦人保護事業担当者、婦人相談員並びに施設の設置・運営者及び職員限りとし、入所者の安全・安心の確保に支障が生ずることのないよう、管内の婦人相談所及び一時保護所、婦人保護施設並びに婦人相談員に対しての周知をよろしくお取り計らい願います。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設における 携帯電話等通信機器の使用に関する基本的対応方針

< 1. この対応方針の趣旨 >

- 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設における携帯電話等通信機器の使用については、加害者からの追跡の回避など、入所者の安全・安心を最優先としつつ、様々な制約の中でも可能な限り入所者の希望に沿った対応を行うべきである。
このため、入所者自身の通信機器の使用に当たっての基本的な対応について、以下のとおり示すものである。
なお、本基本方針については、実施状況や今後の通信機器を取り巻く状況なども踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

< 2. 基本的事項 >

- 支援に当たる職員は、通信機器の特徴やその使用により生じうる危険性について正確かつ具体的に理解し、それらに応じた対応とともに、入所者に対して丁寧に説明し十分な理解を得ることが重要である。
- こうした対応は、可能な限り入所者の希望に沿ったものであるべきで、使用を制約する場合でも、必要最小限なものとするべきである。

< 3. 加害者による追跡の恐れがある場合 >

I 婦人相談所一時保護所の利用開始に当たっての対応

- 加害者による追跡の恐れがある場合には、入所者自身や婦人相談所一時保護所の場所を特定されないことが必要なことから、加害者が通信機器の位置情報や、通話記録を把握することを回避するための対応を行う必要がある。

【できるだけ早い段階（婦人相談所一時保護所到着前など）で暫定的・応急的に必要な対応】

- ① 入所者自身が、利用開始前に相談対応した市町村窓口など居住地にできるだけ近いところや、婦人相談所一時保護所の所在地との関連が薄い場所で、市町村相談対応職員又は婦人相談所職員と確認しながら、モバイルネットワーク（データ通信）、音声通話、Wi-Fi 及び GPS の機能を停止する機内モードにする（※）。
※ 機内モードにした後は、Wi-Fi や GPS を個別に有効化しないこと。
- ② ①の後（婦人相談所一時保護所に着く前又は着いた後速やか）に行う対応
入所者自身が自ら所持する通信機器の契約形態等について確認するため、通信事業者の店舗等（※1）で市町村相談対応職員又は婦人相談所職員と確認しながら以下の対応を行う（※2）。
なお、以下の対応にかかる通信機器の操作に当たって不明な点等がある場合は、

通信事業者の店舗において、通信事業者からの説明も参考にしながら、対応すること。

※1 以下のア～ウの対応については、通信事業者の店舗にて、又は婦人相談所一時保護所の所在地との関連が薄い場所から通信事業者へ電話等した上で行う。

※2 以下のア～エの対応については、入所者が、自身が所持する通信機器について、対応が必要な状態には該当しないことを確実に記憶している場合は、対応不要。

ア 契約回線の契約名義が入所者本人のものであるかどうか確認する

→ 契約名義が加害者の場合、加害者は、料金明細を確認することにより、入所者の通話記録（相手先の電話番号、通話日時）や、位置情報を確認することが可能（※a）であり、入所者が連絡した相手に電話した上で入所者の居場所情報を聞き出す、あるいは、把握した位置情報による追跡の恐れがあるため、それらを回避するためには、加害者名義の通信機器は、電源を OFF にするなど今後使用しないことが必要（※b）。

※a 加害者が通信事業者の店舗で手続を行う際、入所者が所持する通信機器の GPS を有効化することも可能。

※b この場合、入所者と話し合い、十分な納得を得た上で、入所中は、この通信機器を一時保護所や施設が預かることも考えられる。併せて、入所者の希望に応じて、5に記載する「通信機器の貸与」を行うことも検討する。

イ 一括請求グループの構成の確認

→ 契約回線が加害者の契約回線に一括請求されている場合は、加害者が料金明細を確認することにより、通話記録（相手先の電話番号、通話日時）の確認が可能であり、入所者が連絡した相手に電話した上で入所者の居場所情報を聞き出す等により、追跡の恐れがあるため、一括請求グループから外す手続が必要。

ウ 入所者の契約回線の暗証番号、パスワードの確認等

→ 加害者が、入所者の通信機器の契約時の暗証番号やパスワードを把握している場合、入所者の同意なく各種オプションサービスの追加等の契約変更が可能であり、入所者の位置情報等が把握される恐れがあることから、暗証番号、パスワードを直ちに変更することが必要。

エ 通信機器の OS や通信機器に登録されているアプリケーションのアカウントの確認等

→ 以下の場合には、加害者が遠隔で入所者の通信機器を操作し、現在地の情報を入手する恐れがあることから、当該アカウントの削除・変更やパスワードの変更が必要。

i 通信機器の OS のアカウントやパスワードを加害者が把握している場合

ii 入所者自身が通信機器に登録したアプリケーションであっても、使用時に通信が伴うアプリケーションで、加害者が、当該アプリケーションのアカウントやパスワードを把握している場合

オ 身に覚えのないアプリケーションの確認等

→ 身に覚えのないアプリケーションが確認された場合、加害者が被害者に無断で設定した可能性が想定され、入所者の位置情報等が把握される恐れがあることから、アンインストール又は権限停止ができないときは、通信機器の初期化が必要。

カ その他、不正利用防止やセキュリティを考慮した通信事業者固有の機能や設定を行う。

- ③ 電源を OFF にし使用しない、又は通信機器の初期化が必要な場合は、入所者自身が予め以下の対応を行っておく必要があることに留意。

ア 入所者本人にとって支援者となり得る者など必要な連絡先を紙に控える。

イ 通信機器には、被害届、保護命令申立の証拠となる、加害者からの脅迫メールやライン等のやり取り、暴力による傷の写真等が残されている場合があるため、保存しておく。

Ⅱ 婦人相談所一時保護所での生活に当たっての対応

- 引き続き、加害者から、入所者自身や婦人相談所一時保護所の場所を知られないための対応が必要である。併せて、使用に際して、他の利用者のプライバシーの確保や安全確保などにも十分配慮する必要がある。

【必要な対応】

入所者が所持する通信機器の使用については、それぞれの婦人相談所一時保護所で設定されているルール（実例を踏まえれば、以下のようなルールが考えられる。）を丁寧に説明の上で、その遵守の理解を得ることが重要である。

- 加害者に連絡を取らない。加害者からの連絡に応えない。
- 施設内外の写真を撮らない、他の入所者の写真を撮らない。
- SNSに投稿しない。
- 家族や友人、子どもの通学先などにも具体的な居場所は伝えない（「安全な場所にいる」ことだけを伝える。）。
- 通話・利用などの際は、他の利用者に配慮する。
- 入所者間で通信機器の貸し借りをしない。
- 使用に当たり迷ったときは、遠慮なく支援者に相談する 等

Ⅲ 婦人保護施設での対応

- 入所者自身の自立に向けた生活と安全確保、他の利用者のプライバシーの確保と安全確保などを両立して生活することが必要である。

入所者が所持する通信機器の使用については、それぞれの婦人保護施設で設定されているルールを丁寧に説明した上で、その遵守の理解を促すことが重要である。

【必要な対応】

婦人保護施設における通信機器の使用に当たっては、上記 3 のⅡの婦人相談所一時保護所における「【必要な対応】」に掲げる取扱いに準じた対応が考えられる。

※ 婦人保護施設入所者については、退所後の就労や通学など自立した生活に向けて、入所期間中に外部への連絡が必要となる場面が一時保護期間中よりも多く生じるものと想定されることから、入所者の状況の変化等を的確に捉えた上で、当該入所者に

係る通信機器の取扱いを判断し、必要な連絡が取り得る環境をつくることが重要である。

※ 婦人保護施設へ入所前と入所後で、入所者が所持する通信機器の取扱いが変更となる場合には、その内容について、丁寧に分かりやすく説明し、十分な理解と必要な対応を求めることが必要である。

＜４．加害者による追跡の恐れのない場合＞

- 加害者による追跡の恐れのない入所者については、他の利用者のプライバシーや安全確保への十分な配慮などのための施設内での通信機器の使用上のルールを丁寧に説明し、遵守の理解を得ることが重要である。

＜５．婦人相談所一時保護所・婦人保護施設による携帯電話等通信機器の貸与＞

- 加害者による追跡の恐れがある入所者で、所持する通信機器の使用ができない場合、又は通信機器を所持していない場合については、入所者自身の通信機器に代えて、施設が別に用意する通信機器を貸与する方法も、入所者の安全・安心を確保できる有効な方法である。
- 使用に当たっては、上述した３のⅡ及びⅢ並びに４に沿った運用が必要となることに留意する。

※ 貸与する通信機器の配備に係る費用については、「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」（児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業）の活用が可能。

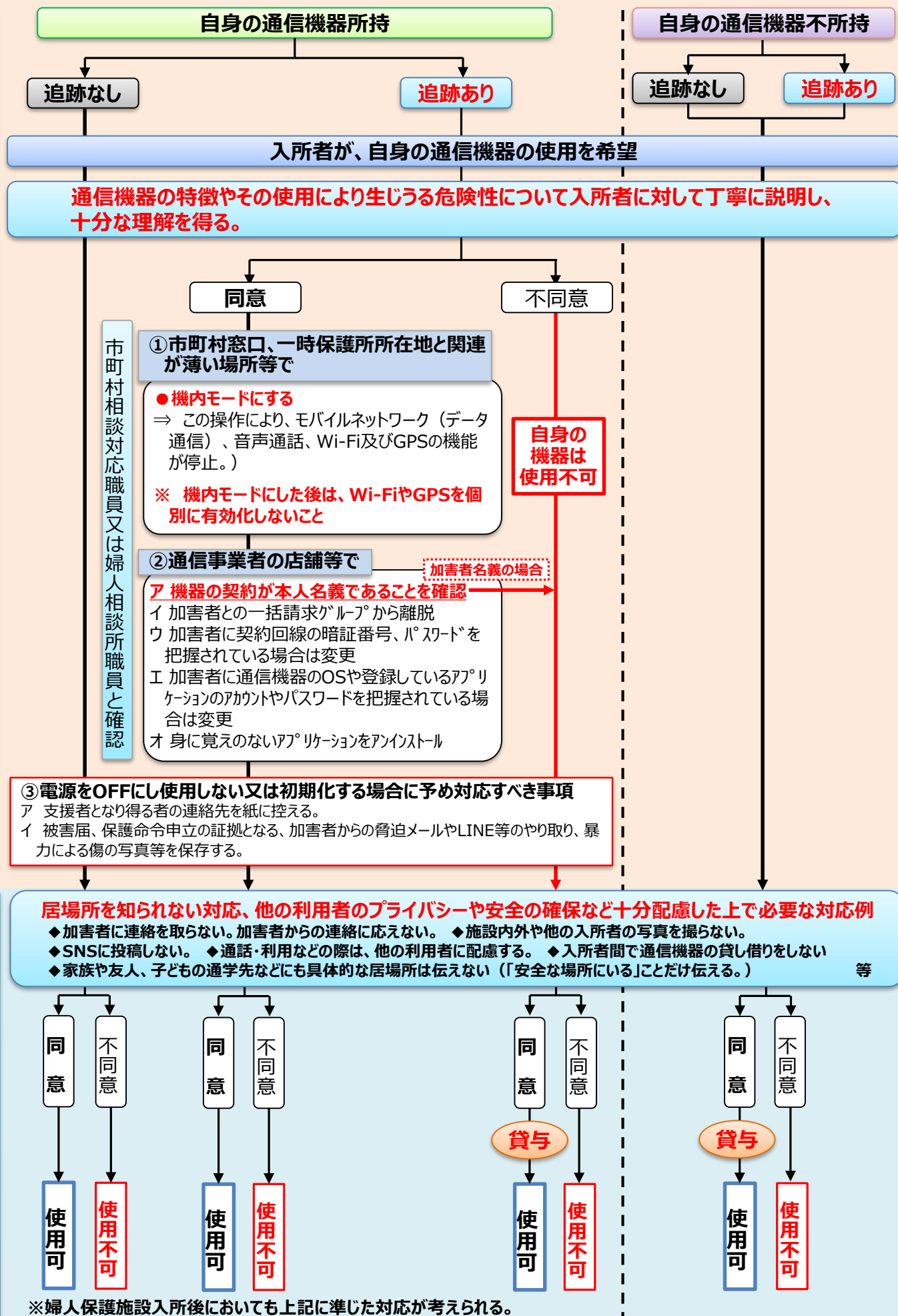
＜６．職員研修の実施及び施設入所者への学習機会の提供＞

- 婦人相談員、一時保護所職員や施設職員が、通信機器の性能や取扱い方によって生じ得る危険性等について十分に理解し、入所（予定）者に丁寧に説明することが不可欠であることから、職員が、研修の機会などを通じて、必要な知識を得られるようにすることが重要である。

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設における携帯電話等通信機器使用可否判断フロー

できるだけ早い段階（婦人相談所一時保護所到着前など）で暫定的・応急的に必要な対応

婦人相談所一時保護所での生活に当たつての対応



※婦人保護施設入所後においても上記に準じた対応が考えられる。